

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

摘要

九州北西岸から 60km に位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い希な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4 世紀に起こり 9 世紀末まで執り行われた航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品とともに、この島で 500 年にわたって執り行われた祭祀のあり方を如実に示すものである。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に対外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への帰依は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約 60km に広がる範囲に位置する 3 つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拜の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

評価基準

評価基準 (ii)

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4 世紀から 9 世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉獻品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

評価基準 (iii)

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を祀る文化的伝統の類い希な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が 4 世紀後半から 9 世紀末にかけての 500 有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉獻品が島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉獻は 9 世紀に終わったが、島に対する帰依は、大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遙拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の 3 つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拜という形で継続した。

完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の7つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値や過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。当資産は、海を越えた交流が活発だった時期に起こり、今なお宗像三女神への崇拜という形で続く、航行安全のために神聖な島を祀る伝統について、その証としての諸特徴を完全に表現するものとなっている。祭祀の慣習や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、こうした伝統の証としての諸特徴は今日まで継承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来の増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

真実性

沖ノ島に関する数々の考古学的調査と研究は、当資産が顕著な普遍的価値を有していることを如実に裏付けている。加えて、時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その配置、そしていまだに豊富な未発掘の奉獻品は、将来のさらなる研究の可能性と当資産の価値に対する理解を深めていく機会を開いている。既存の制限や禁忌により、神聖な場としての島の雰囲気は保たれている。

3つの島について、および日本国内や周辺諸国における航路についての調査研究の継続は、資産の真正性を完全に表現するための裏付けとなる。

保護・管理に係る要件

資産は、いくつかの法律、指定および計画の下で、国レベルの法的保護を受けている。今日まで長期間にわたって有効であることが実証されてきた、使用制限や禁忌という形での伝統的な慣習によっても保護が保証されている。

管理システムは、宗像市、福津市、福岡県の代表者を含む包括的な管理団体である保存活用協議会の設立を想定している。同協議会は、資産の各部分と緩衝地帯とを網羅する4つの個別の管理計画を組み込んだ「保存管理計画」を実行するための調整と責任とを負う。遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みは、その効果を高めるものである。管理業務の十分な調整と実施を確実にするために、資産の各所有者が協議会に参加する必要がある。緩衝地帯の住民および地元企業の代表は保存活用協議会と協調・協力していくものとする。文化庁は特別諮問委員会とともに指導と助言を行う。なお、小規模な修理と日常の保守管理は、世代を経て伝えられてきた方法で地域コミュニティの職人によって行われている。